

弁護医師の

法律ケミカル
ピーリング

～一皮むけば「そうだったのか!」～

田邊 昇 (中村・平井・田邊法律事務所/ねもと皮膚科/医師, 弁護士, MBA)

法律・裁判・訴訟、むずかしい…って思いませんか？

医師で弁護士でもある田邊先生が、法律をケミカルピーリングしちゃいました。すると…アラ不思議。なんだかどつつきやすくなりました。どうぞお気軽に、お気軽に、読んでみてください！

第3回 刑事・民事事件の法律構成
～条文を勉強してみよう～

「法律ケミカルピーリング」というタイトルなので、やはり法律の条文を見てみよう。とくに手術に失敗したとって金銭の支払いを要求されるケースを想定してみたい。

金を払えといっても、仮に脂肪吸引で醜形が残ったとか、重験で顔つきが悪くなったとか言われて「損害賠償」を請求されたとして、いったいどのような法律によって、金を払わなければいけないのかということが問題となる。もちろん、騒ぎにたくないから、このくらいでどうでしょうか、半分返金もよいが、医療訴訟になると法律の条文がものを言う。

医療訴訟はおおまかに言って、2つの法律構成で起こされることが多い。1つは不法行為責任、もう1つは契約責任である。2つの類型について条文を示す。



不法行為責任というのは、交通事故などを考えればわかりやすい。ただ、注意すべきは、自動車事故の場合は自賠法という法律があって、運転者の過失が推定される規定になっている。勘違いした患者が、結果が悪いんだから医療側が責任を取れと言ってくるのは、この条文と勘違いしている。



民法第709条 不法行為責任

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

この条文は、わかりやすいであろう。故意はもとより、過失すなわち医療ミスによって、患者が損害を負ったら「侵害した者」すなわち誤った手術をした医者、間違った説明をした担当者などに、個人責任を問うていくという条項である。

裁判になって、訴状が届く先は病医院であろうが、名宛て人は医師個人になっている場合、この条文が根拠になっている。

交通事故の例でわかるように、初対面の者同士のトラブルを解決する条項なので、医師にとっては違和感があるかもしれないが、診療契約というのは、あくまで医療機関の開設者（個人のこともあるし、都道府県立や医療法人立、赤十字病院のようにその他の法人〔日本赤十字社〕の場合もある）と患者の間の関係であるからである。



この条文の派生の条文として使用者責任というのがある。

民法715条 使用者責任

1. ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。
2. 使用者に代わって事業を監督する者も、前項の責任を負う。
3. 前2項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。

これは、医療機関の開設者が雇っている従業員が、なにやらミスをやらかして、患者に損害を与えた場合の条文である。

この条文の意味は、さほど難しくないとと思われるが、1項で「ただし」と書いているところなどは要注意である。